	の納付の申出（同表の一、十五、十七、二十四、三十二、三十三、三十九から四十一まで、四十六、四十七、五十一、五十六から六十まで、六十二、六十三、八十五、八十六、八十九、九十、九十二、百及び百十五（商標登録令施行規則第四条第一項に規定する申請書を提出する場合に限る。）の項に掲げる手続に際しての申出に限る。）並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（同表の九十一、九十三、九十六、百一及び百二十一の返還の請求に係る場合に限る。）
六十五	法第十五条第三項の規定による返還の請求
六十六	特許法施行令第十一条第一項に規定する免除の申請書の提出
六十七	実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第二条第一項に規定する申請書の提出
六十八	特許法等関係手数料令第二条の二第一項に規定する申請書の提出
六十九	特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第二十四条又は第六十四条から第六十六条まで（これらの規定を実用新案登録令（昭和三十五年政令第四十号）第七条、意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）第七条及び商標登録令（昭和三十五年政令第四十二号）第十条において準用する場合を含む。）の規定による嘱託
七十	特許登録令第二十五条若しくは第五十四条第一項、実用新案登録令第六条の二若しくは第六条の四第一項、意匠登録令第六条の二若しくは第六条の七第一項又は商標登録令第九条の三若しくは第九条の六第一項の規定による嘱託
七十一	特許登録令第五十条から第五十三条まで（第五十二条第一項を除く。）、第五十五条の二第一項（第五十五条の三第一項において準用する場合を含む。）又は第五十五条の四第一項（これらの規定を実用新案登録令第七条、意匠登録令第七条及び商標登録令第十条において準用する場合を含む。）若しくは第五十五条の四第二項の規定による登録の抹消の申請に関する手続（特許登録令第二十八条（実用新案登録令第七条、意匠登録令第七条及び商標登録令第十条において準用する場合を含む。別表第一の二の百三、百五、百六、百九及び百十の項において同じ。）の規定により同一の申請書でする場合を含む。）
七十二	特許法施行規則第九条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の変更の届出（特許法施行規則第九条第二項又は第三項の規定により一の書面でする場合を含む。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）